

議 長 日程第5「議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和4年8月に行われた人事院勧告に伴い、本町において12月に  
常勤職員に係る給与条例を改正したことを踏まえ、一般職員としての均衡を図  
るため、会計年度任用職員に係る給与について所要の改正をしたいので提案す  
るものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、令和4年8月に行われた人事院勧告に伴いまし  
て、本町において12月に常勤職員に係る給与条例を改正したことを踏まえ、一  
般職員との均衡を図るため、会計年度任用職員に係る給与について所要の改正  
を行うものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。3枚おめくりいた  
だきまして、4枚目の参考資料1、新旧対照表のほうをお願いいたします。右  
が現行、左が改正案でございます。改正案のほうでございますね、職種、(1)  
一般事務員や補助員として業務を行うフルタイムの会計年度職員で、町長が規  
則で定めるものと、1枚おめくりいただきまして2ページ目をお願いいたしま  
す。2ページから4ページにわたりましては、(2)の保健師、看護師、助産  
師、栄養士、医療技術者、教員として業務を行うフルタイム会計年度職員で、  
町長が規則で定めるものの1級1号級から2級25号級までの給料表の変更を行  
うものでございます。変更額については、それぞれ表の記載のとおりでござい  
ます。

恐れ入りますが、3ページ戻っていただきまして、議案本文の3ページをお  
願ひいたします。この条例はですね、令和5年4月1日から施行するものでご

ございます。なお、参考資料2につきましては、さきの2月の全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。2時25分より再開いたします。(14時12分)